

関係事業者 各位

茨城町長 小林 宣夫

現場代理人等の兼務条件について

当町発注における現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとし、令和7年5月1日以降に入札を行った工事から適用しますのでお知らせします。

現場代理人を兼務する場合には、必ず下記の手続きに従ってください。届出に虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、当該工事成績評定へ反映させるとともに、以降当町が発注する工事において兼務は認めず、指名停止措置等も行いますので、ご留意願います。

記

1 現場代理人の兼務を認める工事

下記のいずれかに該当する場合

- ①茨城町発注であって、契約金額が4,500万円（税込）未満の工事2件まで。
- ②契約工期の重複する工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ③いずれかが災害復旧工事である工事2件まで。

2 兼務の条件

- (1) 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。
※連絡員は受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

3 建設業法に規定する技術者等との兼務

- (1) 経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等と現場代理人との兼務は、契約金額が4,500万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は2件までとする。
※営業所技術者等の場合は、属する営業所と工事現場が茨城町内であること。
※専任を要する工事の場合、経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等と配置技術者については兼務をすることは不可。
- (2) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の場合の監理技術者）と現場代理人の兼務は認めない。

4 手続き

受注者は、現場代理人を兼務させる場合、兼務する工事の位置図、工程表を添付のうえ、必ず様式1により工事発注課に届け出て下さい。

5 その他の留意事項

- (1) 上記の「現場代理人の兼務」に係る取り扱いについては、「現場代理人の兼務に関する特記仕様書」として設計図書等に添付します。
- (2) 国、県等の発注工事で、当該発注者が兼務を認めている場合は兼務を認めます。（事前に両発注者へ確認願います。）